

写真集中処理実施要綱の制定について（昭和45年8月4日例規第33号）

最終改正：平成29年8月1日

○写真集中処理実施要綱の制定について

昭和45年8月4日
例規第33号県警察本部長
本部、部・課・官・隊・校長
警察署長

この要綱は、鑑識課において実施する写真の集中処理の円滑な運用を図るため、その実施に関し必要な事項を定めたものである。